

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十一号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び大学」を削る。

第三条第二項中「、事務吏員又は技術吏員をもつて充て」を削り、同条第四項を削る。

第四条第二項中「、事務吏員をもつて充て」を削り、同条第三項中「、技術吏員をもつて充て」を削る。

附則第四項を削る。

別表第一号の表子ども犯罪被害防止対策室長の項を削り、同表出納監察員の項中「出納長室審査指導室」を「会計管理局審査指導室」に改め、同表指導検査監の項中「福祉保健部総務管理局国保医療室」を「福祉保健部総務管理局医療保険室」に改め、同表専任主査の項の次に次のように加える。

資金管理 監 室	上司の命を受け、資金運用及び調達に係る総合調整の事務を総括及び整理する。	総務部財務局財政室に必要に応じ置く。
-------------	--------------------------------------	--------------------

別表第一号の表企業誘致担当次長の項中「商工労働部産業振興局立地・物流推進室」を「商工労働部産業振興局企業立地促進室」に改め、同表出納管理監の項を削り、同表会計指導検査監の項中「出納長室審査指導室」を「会計管理局審査指導室」に改め、同表主任指導検査員の項中「県民生活部総務管理局私学振興室、福祉保健部総務管理局国保医療室」を「県民生活部総務管理局学事室、福祉保健部総務管理局医療保険室」に改め、同表主任出納検査員の項中「出納長室審査指導室」を「会計管理局審査指導室」に改め、同表指導検査員の項中「福祉保健部総務管理局国保医療室」を「福祉保健部総務管理局医療保険室」に改め、同表出納検査員の項中「出納長室審査指導室」を「会計管理局審査指導室」に改める。

別表第二号のイの表医監の項中

地域事務所 厚生環境局	上司の命を受け、保健事務について医学的観点からの指導、助言に従事する。	必要に応じ置く。
保健環境センター	上司の命を受け、調査研究の基本方針の策定及び調査研究の指導に従事する。	必要に応じ置く。

を

地域事務所 厚生環境局	上司の命を受け、保健事務について医学的観点からの指導及び助言に従事する。	必要に応じ置く。
----------------	--------------------------------------	----------

に改め、同表部長の項、総括研究員の

項、主任研究員の項、副主任研究員の項及び研究員の項を削る。

別表第二号のハの表所長、館長、校長、園長及び院長の項中「、能力開発校、研究所及び県立西部工業技術センター生産技術アカデミー」を「及び能力開発校」に改め、同表センター長の項を次のように改める。

センター長	県立総合技術研究所のセンター及び県立総合技術研究所畜産技術センター広島牛改良センター	上司の命を受け、職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。	県立広島病院に必要に応じ置く。
	県立病院のセンター	院長を補佐し、命じられたセンターの事務を掌理する。	必要に応じ置く。

別表第二号のハの表センター長の項の次に次のように加える。

医監	県立総合技術研究所保健環境センター	上司の命を受け、研究の基本方針の策定及び研究の指導に従事する。	必要に応じ置く。
----	-------------------	---------------------------------	----------

別表第二号のハの表次長の項中「、県立病院、県立農業技術センター果樹研究所及び県立西部工業技術センター生産技術アカデミー」を「及び県立病院」に改め、同項の次に次のように加える。

支所長	県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー	上司の命を受け、職員を指揮監督し、当該施設の事務を掌理する。	
-----	------------------------------	--------------------------------	--

別表第二号のハの表部長、室長、課長及び係長の項中「課長」の下に「、分室長」を加え、「課、科」を「課、分室、科」に改め、同項の次に次のように加える。

担当部長	県立総合技術研究所のセンター及び県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー	上司の命を受け、所定の担当業務に従事する。	必要に応じ置く。
------	--	-----------------------	----------

別表第二号のハの表専任主査の項及び総括研究員の項中「及び支所」を削り、同表副部長及び技師長の項中「県立病院の科及びセンター」を「県立総合技術研究所のセンター及び県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー並びに県立病院の科及びセンター」に改め、同表支所長の項を削り、同表主任企画員の項、主任専門員の項、主任研究員の項、企画員の項、専門員の項、副主任研究員の項、主任の項及び研究員の項中「及び支所」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。